

## 別紙2 「三重県視覚障害者支援センター指定管理者審査基準」

### 三重県視覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。  
  
※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」4項目の評価点合計が15点の場合  
 $15 \text{点} \times 10 \text{ (配点ウエイト)} / 20 \text{ (満点数)} = 7.5 \text{点 (小数点第2位以下四捨五入)}$
- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価  
評価点数5 この提案は、かなり優れている  
評価点数4 この提案は、優れている  
評価点数3 この提案は、標準的である  
評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている  
評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている